

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 2 号
件 名	情報（個人情報を含む）開示の実施方法で、有料コピー機を案内しますの対応をやめるよう求めることについて
要 旨	<p>情報開示請求の写しの交付を受けるには、手数料を納入通知書兼領収証書か、出納員、分任出納員を配置している場合、現金領収書で納付します。現状は、請求者が希望すれば、有料コピー機を案内するとして、自分でコピー代金をコピー機に入れ、コピーする対応が継続されています。</p> <p>しかし、情報公開請求書には、<input type="checkbox"/>閲覧又は視聴、<input type="checkbox"/>写しの窓口における交付、<input type="checkbox"/>写しの郵便又は信書便による交付のいずれかを選択することになっています。請求者が、有料コピー機を希望できるようにはなっていません。公開決定通知書には、請求者の希望を聞くことなく、有料コピー機を案内しますと記載してあります。新潟市財務規則や事務取扱要領に基づかない対応は改めてください。</p> <p>市は今後も、この対応を継続するとしています。そのためには、請求者が希望すれば有料コピー機を案内する等と規定することや、請求書の様式の改正を行う必要があります。</p> <p>以上のことから、情報（個人情報を含む）開示の実施に当たって、有料コピー機の案内をやめることを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和5年9月7日 総務常任委員会
受 理	令和5年8月31日 第333号